

津市上下水道事業公告第34号

次のとおり津市上下水道事業営業関連業務委託に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

令和3年11月15日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

## 1 業務の概要

### (1) 件名

津市上下水道事業営業関連業務

### (2) 業務遂行区域

本業務の業務遂行区域は、津市全域とします。

### (3) 業務内容

別紙「津市上下水道事業営業関連業務委託仕様書」のとおり

### (4) 予算額

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

総額1,667,600千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までを本業務の準備期間とし、業務履行期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（60か月）とします。

### (6) 担当部署

津市上下水道管理局営業課

〒514-0073 三重県津市殿村5番地

電話 : 059-237-5805

FAX : 059-237-5819

E-mail : [237-5805@city.tsu.lg.jp](mailto:237-5805@city.tsu.lg.jp)

## 2 実施要領等の配布

実施要領等は、津市ホームページ (<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>) からダウンロードすることができます。

また、令和3年11月15日（月）から令和3年12月6日（月）までの期間に、担当部署（津市上下水道管理局営業課）でも配布します。配布時間は、午前8時30分から午後5時15分までとしますが、期間中の土曜日、日曜日、祝日を除きます。

## 3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

実施の公告（実施要領の公表）	令和3年11月15日（月）
質問書の提出期限	令和3年11月22日（月）

質問書の回答	令和3年11月29日(月)
参加申込書等の提出期限	令和3年12月6日(月)
参加資格審査結果通知	令和3年12月9日(木)
企画提案書等の提出期限	令和3年12月17日(金)
プレゼンテーション及びヒアリングの実施、最優先候補者の選定	令和4年1月11日(火)
選定結果通知	令和4年1月18日(火)

#### 4 参加資格要件

本業務の企画提案に参加できる者は、公告日から契約の締結日までの間において、以下の参加資格要件の全てを満たす者であることとします。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する令和3年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託関係）において「事務事業委託の公共サービス業務及び上下水道料金徴収」を希望する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があり、経営状態が健全であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- (5) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 国及び地方公共団体に対する債務の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。

- (8) 本業務委託内容と同種または類似の業務について、給水人口22万人以上の地方公共団体及び地方公営企業法第2条に規定する企業から過去3年間以上の履行実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
- (9) 常時雇用関係があり、かつ本業務委託内容と同種または類似の業務について、実務経験を3年以上有する業務責任者を配置できる者であること。
- (10) 常時雇用関係がある給水装置工事主任技術者の資格を有する者が1名以上いること。
- (11) 個人情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずること。
- (12) 単一企業であること。

## 5 審査方法等

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たす参加申込事業者（以下「参加事業者」という。）から企画提案書等の提出を求めたのち、「津市上下水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル方式による業者選定基準」に基づいた審査方式で審査を実施します。

審査については、津市上下水道事業営業関連業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行います。審査委員会は学識経験のある者等及び本市の職員のうちから7名で構成します。

参加事業者に対し、提出された企画提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価し、評価基準総合点の最高得点者を最優先候補者として選定します。同点の場合は、審査委員会で協議のうえ、決定します。

なお、参加事業者が1者のみであっても、審査を実施します。

## 6 契約手続等

審査の結果により最上位として選定された最優先候補者を当該業務に係る随意契約の見積徴取の相手方として、契約の交渉を行います。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行います。

## 7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市上下水道事業営業関連業務委託公

募型プロポーザル方式実施要領」によるものとします。

**【問い合わせ先】**

津市上下水道管理局営業課

〒514-0073 三重県津市殿村5番地

電話 : 059-237-5805

FAX : 059-237-5819

E-mail : [237-5805@city.tsu.lg.jp](mailto:237-5805@city.tsu.lg.jp)